

議案第8号

大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について

大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例を次のように制定する。

令和元年8月30日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（次条において「大網白里市基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、大網白里市基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。